

2020 年度後期学期における大学施設等の使用指針

2020.7.7

京都市立芸術大学

京都市立芸術大学では、学生・教職員及び皆さんのご家族の健康や安心安全を第一に考え、以下の通り、大学施設の使用に関する指針を策定した。この指針は、新型コロナウイルス感染症に関する国や地方自治体からの「制限・要請」などに応じた施設使用のレベルを表したものである。レベルを変更する判断については、その都度、大学が行うものとする。

なお、大学施設の使用に際しては「公立大学法人京都市立芸術大学 新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」を遵守することとする。

		レベル 5	レベル 4	レベル 3	レベル 2	レベル 1 (通常)
制限・要請	緊急事態措置・施設使用制限	○				
	外出自粛 (京都府域)	○	○	○		
	府県をまたぐ行動の自粛	○	○		(○) (本学教職員や学生の移動に影響を及ぼさないと判断できる場合)	
	三密 (密閉、密集、密接) 防止	○	○	○	○	
学生の登校		禁止	原則禁止 ・教室での授業、実技授業、個人の制作・練習などについては以下①②④の対応とする。 ・それ以外の個人の用務は、研究科長又は学部長が必要と認めたものについてのみ可とする。 ただし、その場合であっても、可能な限り短時間とする。		教室での授業、実技授業、個人の制作・練習などについては以下①③⑤の対応とする。 また、それ以外の個人の用務は、研究科長又は学部長が必要と認めたものについてのみ可とする。	通常
			遠隔授業の実施に際し、三密防止対策など感染症拡大防止に最大限の配慮することを条件に、通信環境の不備な学生に対して学内 wi-fi の使用を認める。			

教	学科教室等での授業	禁止 (授業は遠隔で実施する)	①原則禁止 (遠隔授業を基本とするが、やむをえず教室を使用しなければならない場合は、研究科長又は学部長、及び施設を管理する事務局担当課と協議の上、感染症拡大防止への最大限の配慮を条件に認める)		遠隔授業を基本とする。ただし、教室を使用する場合は施設を管理する事務局担当課と協議する。
	大学の施設・設備を使った実技授業	禁止 (授業は遠隔で実施する)	②原則禁止 (ただし、研究科長又は学部長が、施設・設備使用の必要性和、三密防止対策など感染症拡大防止に最大限配慮していると認めたものについては使用を認める。)	③研究科長又は学部長が、三密防止対策など感染症拡大防止に最大限配慮していると認めたものについては使用を認める。	通常
	公開審査・発表、実技試験(音楽)など	遠隔で実施	原則遠隔で実施 (ただし、研究科長又は学部長が、施設・設備使用の必要性和、三密防止対策など感染症拡大防止に最大限配慮していると認めたものについては使用を認める。)	研究科長又は学部長が、三密防止対策など感染症拡大防止に最大限配慮していると認めたものについては使用を認める。	通常
	学部、専攻、ゼミ単位での懇親会など	禁止	禁止	禁止	通常
育	大学施設を使った学生の個人制作、個人練習	禁止	④原則禁止 (ただし、研究科長又は学部長が、制作又は練習の必要性和、三密防止対策など感染症拡大防止に最大限配慮していると認めたものに限る。)	⑤研究科長又は学部長が、三密防止対策など感染症拡大防止に最大限配慮していると認めたものについては使用を認める。	通常
	研究員の大学施設使用 (「博士課程の学生」は研究員に準ずる扱いとする)	禁止	所属の長の判断の下、三密防止対策など感染症拡大防止に最大限配慮して使用する。 ただし、可能な限り在宅での研究を推奨する。	所属の長の判断の下、三密防止対策など感染症拡大防止に最大限配慮して使用する。	通常

市民が参加する講座、セミナー、演奏会など (学部、研究科、センター、教員等による主催)	禁止	禁止	主催者の判断の下、三密防止対策など感染症拡大防止に最大限配慮して使用する。	通常
クラブ活動、同好会活動 (対外試合の参加や、演奏会の開催を含む)	禁止	禁止 後期学期における実際の運用については、クラブや同好会などの事情の差異も踏まえ、改めて危機管理本部会議で議論するものとする。	担当教員（学生部長）が、三密防止対策など感染症拡大防止に最大限配慮していると認めたものについて実施できる。ただし、合宿、遠征、懇親会などは三密防止が困難なため禁止する。	通常
学内会議	原則遠隔会議で開催	原則遠隔会議で開催	原則遠隔会議で開催 ただし、対面会議を開催する場合は主催者が三密防止対策をはじめ感染症拡大防止を可能な限り施すことを条件とする。	通常
教員	大学運営や学生支援、遠隔授業等に関わるものについて、 は 最小限の出勤とする。	出勤が必要な場合は、三密防止対策など感染症拡大防止に最大限配慮して勤務	三密防止対策など感染症拡大防止に最大限配慮して勤務	通常
職員	可能な限り在宅勤務 出勤が必要な場合は時差出勤	可能な限り在宅勤務 出勤が必要な場合は時差出勤 三密防止対策など感染症拡大防止に最大限配慮して勤務	在宅勤務や時差出勤を推奨 三密防止対策など感染症拡大防止に最大限配慮して勤務	通常

*1 研究科長又は学部長が施設使用の可否を判断する場合は、「公立大学法人京都市立芸術大学 新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」及び「教育上の優先順位」等を勘案して行うものとする。ただし、研究科長又は学部長等で判断が困難なケースは、研究科長又は学部長からの申出に基づき危機管理本部会議を開催し、大学として可否判断を行う。